

貿易・投資

提出日：2003年9月18日

提出先：政府関係当局

平成16年度税制改正要望

平成15年9月

国際課税連絡協議会

(下記23団体連名要望)

京都貿易協会
石油鉱業連盟
(社)全国中小貿易業連盟
日本化学工業品輸出組合
日本機械輸出組合
日本鉱業協会
(社)日本産業機械工業会
(社)日本自動車タイヤ協会
(社)日本船主協会
(社)日本造船工業会
(社)日本電機工業会
(社)横浜貿易協会

(社)神戸貿易協会
石油連盟
(社)電子情報技術産業協会
(社)日本機械工業連合会
(社)日本建設機械工業会
(社)日本航空宇宙工業会
(社)日本自動車工業会
日本繊維輸出組合
日本船舶輸出組合
日本鉄道車両輸出組合
(社)日本貿易会

幹事団体 (社)日本貿易会

平成 16 年度税制改正に関する要望

平成 15 年 9 月 18 日
国際課税連絡協議会

経済活動のグローバル化、ITの活用等による経済活動のスピードアップ化の中で、わが国企業は、厳しい国際競争に晒されており、生き残りをかけて海外事業展開を活発に行っている。海外事業展開にあたっては多様なリスクが存在するため、企業はそのリスクを最小化し、経営判断のスピード化を図るため、地域統括会社や共同出資会社を設立するなど事業形態の多様化を図っている。

他方、最近、アジア、ヨーロッパ諸国においては外資の導入や経済活性化を狙って法人税率を引き下げる国々が出てきており、わが国企業の国際競争力の維持・向上およびわが国経済の活性化という観点から、わが国の国際課税制度の改善が求められている。

そもそも国際課税に関する諸制度はグローバルな経済活動が活発化する中で、国際的二重課税を排除し、内外の企業活動の中立性を確保するために設けられているものであるが、わが国の現行国際課税制度は、こうした近年の環境変化に対応できておらず、わが国国際課税制度が、先進諸外国に比してますます不利なものになっていることは否めない。

さらに、近年、わが国企業の海外活動の活発化に伴って海外子会社等の所得も増大傾向にあるが、海外所得の国内還流を妨げる税制であってはならず、短期的な税収確保にとらわれない国際課税制度が求められている。

以上の観点から、今般、我々国際課税問題に関わる団体は、「国際課税連絡協議会」の名の下に、一致団結して、下記税制の改正を強く要望するものである。

記

1. 外国税額控除制度の見直し

わが国企業が外国において所得を得た場合に、その所得につき国家間の課税の競合、すなわち、わが国及び外国の双方が課税の対象とすることによって起こる「国際的二重課税」は、何らかの方法で排除されるべきである。二重課税の排除の方法として、「外国税額控除方式」と「国外所得免除方式」があるが、わが国が今後とも「外国税額控除方式」を継続するならば、本来は外国税額について本国の税額から完全に控除され、控除不能額は還付を受けられる制度（完全税額控除制度）とすべきである。

完全税額控除制度の導入が難しい場合であっても、国際的な事業活動の複雑化に対

応し、かつ、課税・控除のタイミングのミスマッチを緩和しうる制度とするべきであり、その観点から、控除限度額計算における一括限度方式を維持することは不可欠と考える。これは、税制の簡素化・中立性という税制の基本理念にも合致するものである。

わが国の外国税額控除制度は、法人税体系の基本的構造を構成する制度であり、政策的優遇制度ではない。然るに、現行の外国税額控除制度の下では控除限度超過額（控除できない外国税金）は損金算入さえできず、かつ、3年間の繰越期間で控除できなければ切捨てられることとなっており、二重課税が排除できない制度となっている。今般の経済情勢を反映して所得が減少傾向にあることから、この切捨てられる金額、即ち、二重課税となるコストは増加傾向にあり、その結果、企業の海外展開に関わるコストが増加し、国際競争力の低下を招いている。

また、海外投融資案件における企業再編の拡大や会社分割制度の整備に伴う分社化の進展などにより、企業グループの出資形態も一層多様化が進んでいるが、現行の外国税額控除制度は出資比率制限や階層制限において他の先進国の制度と比べて不利なものとなっている。

かかる状況の下、日本企業の国際競争力維持の観点からも、以下の各項目について制度の維持ないし、見直しを図って頂きたい。

(1) 一括限度方式の堅持

(2) 控除限度超過額の損金算入制度の創設

- ・ 控除限度超過額となった外国法人税については繰越か損金算入の選択を認めること。
- ・ 控除不能が確定した繰越外国法人税については損金算入を認めること。

(3) 控除限度超過額及び控除余裕額の繰越期間を3年から5年に延長すること。

(4) 間接外国税額控除制度の拡大

- ・ 間接税額控除に係る持株比率の制限を現行の「25%以上」から、欧米先進国並みの「10%以上」とすること。
- ・ 間接外国税額控除の適用範囲を孫会社から、曾孫会社まで拡大すること。

(5) みなし外国税額控除制度の維持

(6) 地方税から控除未済となった金額の還付制度の創設

- ・ 地方税から控除未済となった金額は、法人税と同様に還付すること。
- ・ 還付が認められない場合は、少なくとも損金算入を認めること。

2. タックスヘイブン対策税制の見直し

タックスヘイブン対策税制は、昭和 53 年の税制改正において、税負担の不当な軽減を防止するために設けられた制度である。

電子商取引や金融取引の急速な国際的发展に伴い企業側の租税負担軽減の動きが世界的に見ても加速している現在、課税逃れに対して課税当局が厳格に対応することが必要になっている。しかしながら、現行のタックスヘイブン対策税制は、課税逃れを防ぐという本来の目的を超えた制度となっており、親会社は不公正な税負担を強いられている。

特に、現行制度の下においては、タックスヘイブン子会社の留保所得のみ親会社に合算し欠損の合算は認めないことになっており、両者の扱いが著しくバランスを欠いている。その他にも、この制度は、以下のとおり多様な問題を抱えていることから、その改善を強く要望する。

(1) 留保所得のある子会社のみならず、欠損金のある子会社も合算対象とすること

現在、特定外国子会社等の留保所得は親会社である内国法人の所得に合算されているが、欠損の合算は認められていない。このような現行制度における扱いは、以下の理由により極めて不合理と言わざるを得ず、現に一部の先進国では実質的に損益合算が認められており、早急に改善をして頂きたい。

- ・タックスヘイブン対策税制は、立法の経緯からいって、本来、租税負担の不当軽減を防止するためのものであり、タックスヘイブンを利用した者に対して懲罰的な課税を行うために制定されたわけではない。そうであるにもかかわらず、黒字のタックスヘイブン子会社のみを選択して制度を適用するのでは、制度自体が懲罰的な色彩を帯びてしまう。
- ・本制度の導入前には、法人税法第 11 条を通じた対応がなされており（タックスヘイブン子会社の所得は、親会社に帰属するとされていた）、立法時における当局側の説明にもあるとおり、本制度はそれを法律上明確にしたものである。すなわち、このように所得の帰属を真実に合致させ、租税負担の不当な軽減を防止するためには、ペーパーカンパニーが存在しないかのような状態に引き戻して課税すればそれで十分であり、本来、損失の合算も当然に認められるべきである。
- ・内国法人に対して全世界所得主義に基づいて課税を行う以上、海外における損失を損金算入しないわけにはいかないことは当然である。したがって、同様に、課税上外国支店と同一視されるタックスヘイブン子会社についても、赤字の場合の合算は当然の措置である。
- ・タックスヘイブン税制は一種の連結納税制度であるため、赤字の場合は適用を排

除するということは基本的な矛盾である。

(2) 軽課税率の判定基準を、法人実効税率が40%に引き下げられたこと等を勘案し、20%以下に引き下げること

わが国の法人税率が50%であった当時に決められた、「25%以下」との軽課税国の判定基準を、その後わが国法人税の実効税率が40%まで下がったこと、ならびに、例えばシンガポールにおいて実効税率が24.5%に引き下げられるなど、諸外国において法人実効税率の水準が低率となる傾向にあることを勘案し、「20%以下」に見直して頂きたい。現行の「25%以下」の判定基準では、シンガポール、スイス、台湾等といった所謂タックスヘイブン国でない国も軽課税国に該当することとなり、制度の趣旨にそぐわないこととなる。

(3) 課税済留保金額の損金算入制限を緩和すること

タックスヘイブン子会社がタックスヘイブン税制の適用により課税対象とされた所得を原資として配当等を行った場合は二重課税が生じるので、それを排除するために課税済留保金額を、課税済配当等の額を限度として損金算入することになっている。しかしながら、この対象となるのは、外国法人の配当支払い等の事実の生じた日を含み事業年度開始の日前5年以内に開始した各事業年度の課税済留保金額のみである。

このように控除期間に制限があるために深刻な二重課税が生じており、期間制限を設けずに損金算入を認めて頂きたい。そもそも、タックスヘイブン対策税制におけるような合算課税を行う以上、親会社段階で課税された所得を原資とした配当について、また親会社段階で課税をすることには、何らの根拠もない。

また、配当の損金算入は孫会社までしか認められていない。留保所得の合算に当たっては曾孫会社以下でも親会社の持ち分が5%以上の場合は合算させられていることに鑑み、損金算入の制限を撤廃し、曾孫会社以下でも同様に損金算入を認めて頂きたい。

(4) 控除未済課税済配当の控除期間制限を撤廃する

孫会社の配当は、孫会社からの配当を子会社が受領した日から2年以内に親会社に配当した場合、子会社の配当の源泉が孫会社からの配当となるものとみなし、孫会社の課税対象留保金額より控除できることとなっている。

このように配当の時期に制限があるため、例えば、孫会社から配当を受けた子会社が赤字の場合、子会社から親会社に配当できず結果的に孫会社の配当額を控除できないという問題が生じており、その制限を撤廃して頂きたい。

(5) 適用除外要件のうち「非関連者基準」を見直すこと

海外事業活動が多様化・複雑化する中であって、わが国企業は円滑な海外事業活動を行う必要から部品調達や販売の拠点を有する子会社や地域統括会社など様々な形態の海外法人を設立するケースが急増している。このような状況下において、進出先の国の法人税率が25%以下になった場合に、このような海外法人の主たる事業が卸売業と判定されると、実質的な事業活動を行っているにもかかわらず、我が国タックスヘイブン税制の適用除外における非関連者基準を満たせず、本税制の適用を受ける恐れがあり、海外事業活動の阻害要因となっている。

一方、欧米企業においてはこのようなケースに自国のタックスヘイブン税制が適用されない場合があることから、かかる状況の放置はわが国企業の国際競争力維持の観点からも問題である。本税制の適用除外要件のうち「非関連者基準」については撤廃ないしは見直しを行い、実質的な事業活動を行っている海外子会社等は当税制の適用除外とすることを明確にして頂きたい。

3. 海外投資等損失準備金制度の延長

資源の乏しいわが国にとって、国外での資源の安定的な供給先の確保は極めて重要である。また、資源保有国の多くは発展途上国であり、わが国がこれらの国において資源開発を行うことは、これらの国のインフラ整備を含めた経済発展に寄与するものである。

一方、資源の探鉱・開発には、地質的或いは経済性において高いリスクを伴うものであり、また、これらの投資の所要金額は多額に上る。従って、資源開発事業等特定法人に対する出資金或いは貸付金等の回収危険ないしは貸倒の危険に備えた準備金の積立は、健全な企業経営のため、さらに今後の民間による投資促進のためにも必須となっている。

以上の理由から本税制を継続して頂きたい。

以 上